

**メロン世界新興国ソブリン・ファンド(愛称: 育ち盛り)**  
**～エジプトの政情不安によるファンドへの影響について～**

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

チュニジアでの政変の影響を受けて、エジプト各地において、ムバラク大統領の退陣を求める反政府派市民によるデモが連日続いています。報道によると、首都カイロなどで、1月31日には多くの市民が夜間外出禁止令を無視し、デモを続行したほか、2月1日には100万人規模のデモが計画されるなど、事態の緊迫度合いは高まっております。エジプトではデモによる混乱を受けて、証券取引所は閉鎖され、金融機関も臨時休業となるなど、その影響は金融市場にも及んでいます。

**【エジプト政情不安の背景、経緯について】**

エジプトでは物価の高騰や失業率の上昇が問題となっており、約30年にわたり権力を掌握してきたムバラク政権に対し、民衆の不満が高まっていました。

ムバラク大統領は一連の混乱を受けて、全閣僚を更迭し、新政権を発足させ事態の收拾を図ったものの、ムバラク大統領自身はデモ隊の退陣要求には応じずに、大統領に留任する考えを表明しました。新しく就任したスレイマン副大統領は、抗議の主因となっている失業、インフレ、汚職など全ての問題に取り組む姿勢を表明しましたが、反政府派市民はムバラク大統領の退陣を求める姿勢を崩しておらず、事態收拾の兆しは見えておりません。

米格付け会社ムーディーズ・インベスターズ・サービスは、一連の事態を受けて、エジプトの自国通貨建て長期債格付けを「Ba1」から「Ba2」へと引下げ、見通しについても「安定的」から「ネガティブ」に変更しました。

**【今後の運用方針について】**

エジプトは8000万人近い人口規模や長い歴史などから、アラブ諸国の中心的な存在であるため、エジプト情勢が周辺地域の地政学リスクを高める可能性があります。またエジプトの管理下にあるスエズ運河の航行に支障が生じれば、エネルギー価格の高騰をもたらすインフレ圧力が加速するリスクもあるため、スタンディッシュ社では、事態を注視しながら運用を行なって参ります。

債券については、ベンチマーク比中立の組入れ<sup>※</sup>としており、為替(エジプト・ポンド)については、ベンチマーク比やや高めめの組入れとしていますが、事態を注視し、運用を行なって参ります。

(ご参考) 2010年12月末時点におけるマザーファンドの組入れ比率

エジプト債券: 1.5%、エジプト・ポンド: 1.7%

※ デュレーションを加味した投資比率を用いているため、マザーファンドの組入れ比率とは異なります。

デュレーションとは、債券投資において、金利変動に対するリスクの大きさを表す指標です。

■ 2010年12月末時点におけるベンチマークのエジプト構成比率: 債券・通貨とも各 0.9%

(ベンチマークは JP モルガン GBI-EM Diversified 指数(ヘッジなし、円ベース)です。)

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。  
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

### ＜ファンドのリスク＞

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の債券への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き(外貨建資産には為替変動もあります。)により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

- 当ファンドの基準価額変動要因としては、主に「価額変動リスク」、「新興国への投資に伴うリスク」や「為替変動リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

### ＜お客様にご負担いただく費用＞

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 直接ご負担いただく費用

○お申込手数料:

3.675%(税抜 3.5%)を上限として、販売会社が定める申込手数料率を買付申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額となります。

○ご換金手数料:ありません。

○信託財産留保額:ありません。

- 間接的にご負担いただく費用

○信託報酬

当ファンドの純資産総額に年 1.7325%(税抜 1.65%)の率を乗じて得た額とします。

○その他の費用

上記のほか、監査費用および信託事務諸費用、当ファンドの組入れ有価証券等の売買に係る売買委託手数料等が、信託財産より支払われますが、これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

- 設定・運用は

**BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社**

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第 406 号

[加入協会] 社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会